

介護保険事業者指定申請の手引き

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導編

愛知県福祉局高齢福祉課

目 次

I 指定について

- 1 指定の意義
- 2 指定の基準
- 3 指定の事務の流れ

II 指定申請書類について

- 1 指定申請書類一覧について
- 2 指定申請書類の記入要領について

この手引きは、新規指定の申請をされる方に、運営基準を理解しながら手続きを行っていただけるよう作成しました。

また、既に開設された事業所の方にも、運営基準に則した適正な運営のために活用していただけたら幸いです。

なお、この手引きは、随時見直しています。その都度、愛知県のホームページ（高齢福祉課介護保険指定・指導グループ）にて改訂版を提供しますので、必ずホームページで最新版を御確認の上、申請手続きをしてください。

この手引きは、令和2年3月版です。

I 指定について

I-1 指定の意義

- ・ 愛知県内（名古屋市、東三河地区（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、豊田市を除く。）に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い介護報酬を受けるには、愛知県知事の指定を受ける必要があります。
- ・ 居宅療養管理指導は、病院、診療所、薬局がみなし指定により行います。
- ・ 病院、診療所、薬局については、保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたときに、介護保険法の規定により、指定があったものとみなされます。なお、届け出により、この指定を辞退することができますが、いったん辞退し、再度居宅療養管理指導を行うためには、この手引書に沿った指定申請が必要です。
- ・ 指定にあたり、①申請者が法人であること、②従業者の人員、設備及び運営の基準を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査し、行います。
- ・ 指定の有効期間は、6年間です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。また、基準に従って適切な運営がされない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・ 人員基準違反、設備・運営基準違反など取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の行政処分を受けることがあります。

I-2 指定の基準

- ・ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）についての指定基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）により規定されています。事業を行うにあたり、これらの省令、通知についての理解が必要です。
- ・ 基準省令は、必要最低限の基準を定めたものであり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。
- ・ なお、平成25年4月からは、これら国の基準をベースに県条例が制定されました。

- ・ 指定基準には、次の要件が定められています。

① 基本方針	指定居宅療養管理指導の目的など
② 人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③ 設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④ 運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準

(1) 基本方針のあらまし

指定居宅療養管理指導は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上等を図るものでなければなりません。

(2) 人員基準のあらまし

ア 病院又は診療所である指定居宅管理指導事業所

- ・ 医師又は歯科医師
 - ・ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士
- その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

イ 薬局である指定居宅療養管理指導事業所

- ・ 薬剤師

(3) 設備基準のあらまし

- ア 病院、診療所、又は薬局等であること。
- イ 事業運営に必要な広さを有していること。
- ウ サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(4) 運営基準のあらまし

運営の基準として次のような項目が規定されています。

- ・ 利用申込者に対するサービス提供内容及び手続の説明及び同意
- ・ 提供拒否の禁止
- ・ サービス提供困難時の対応
- ・ 受給資格等の確認
- ・ 要介護認定及び要支援認定の申請に係る援助
- ・ 心身の状況等の把握
- ・ 居宅介護支援事業者等との連携
- ・ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供
- ・ 身分を証する書類の携行
- ・ サービスの提供の記録
- ・ 利用料等の受領
- ・ 保険給付の請求のための証明書の発行
- ・ 基本取扱方針
- ・ 具体的取扱方針
- ・ 利用者に関する市町村への通知
- ・ 管理者の責務
- ・ 運営規程

- ・ 勤務体制の確保等
- ・ 衛生管理等
- ・ 掲示
- ・ 秘密保持等
- ・ 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
- ・ 苦情処理
- ・ 地域との連携
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 会計の区分
- ・ 記録の整備

I-3 指定の事務の流れ

(1) 指定の受付担当部署

- ・ 指定居宅療養管理指導など居宅サービス（介護予防サービス）事業の指定に関する事務は、下記の福祉相談センターにおいて行います。
- ・ 図面相談、新規申請及び加算届の受付は、事前予約が必要です。下記の担当福祉相談センターに電話で予約をした上で申請窓口へお越しください。
- ・ 事業所の所在地が名古屋市、東三河広域連合（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、岡崎市、豊田市の場合には各市等の窓口へお問い合わせください。

(表 I-3-1)

事業所の所在地	担当福祉相談センター
(市部) 一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市 (愛知郡) 東郷町 (西春日井郡) 豊山町 (丹羽郡) 大口町、扶桑町 (海部郡) 大治町、蟹江町、飛島村 (知多郡) 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	尾張福祉相談センター 地域福祉課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎7階) 電話 052-961-1423 FAX 052-961-7288
(市部) 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市 (額田郡) 幸田町	西三河福祉相談センター 地域福祉課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎9階) 電話 0564-27-2737 FAX 0564-27-2816

提出書類の様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課のホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>) に掲載しています。

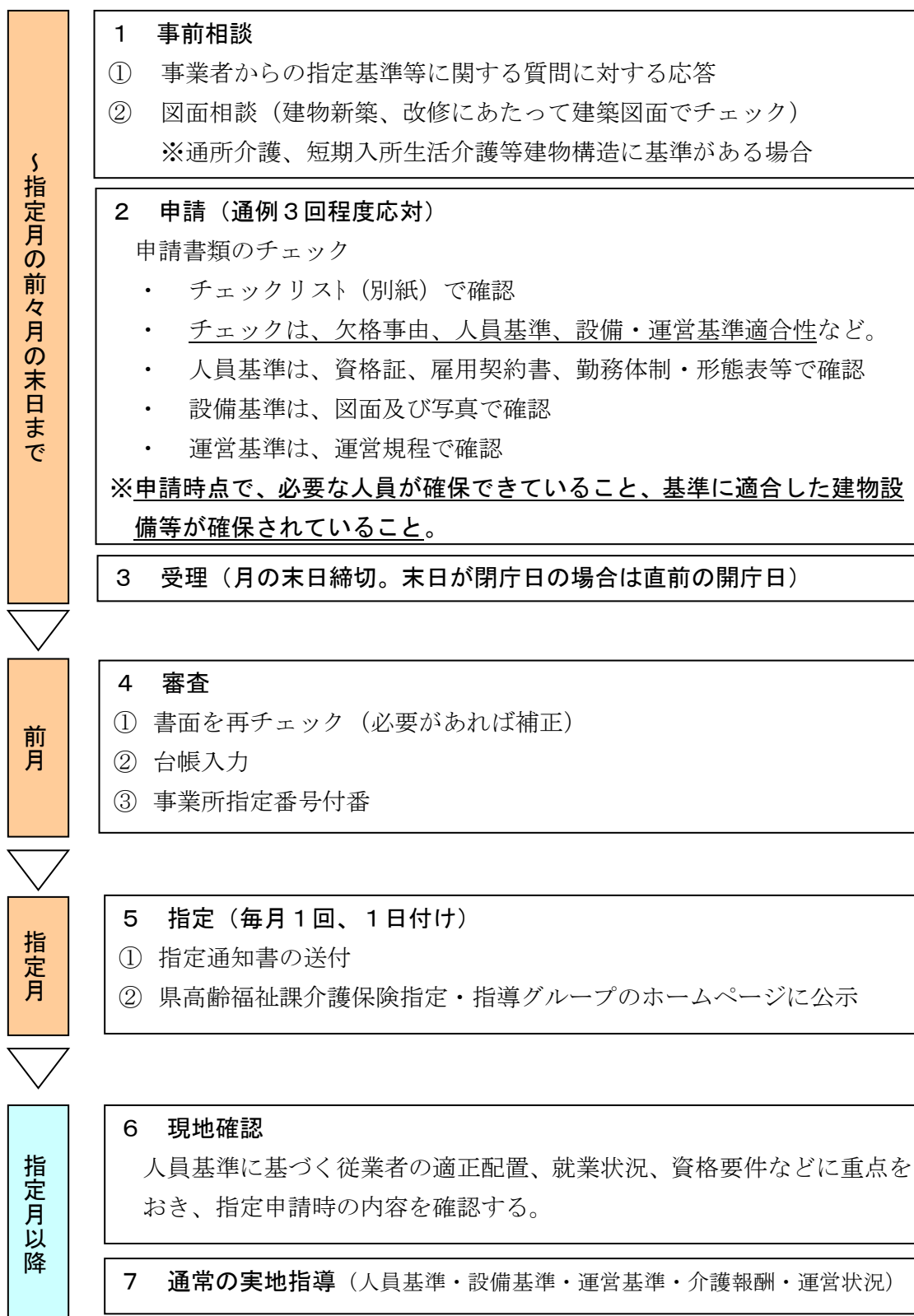
(2) 指定のスケジュール

ア 基本ルール

- ① 指定は、指定希望月の前々月末の午後5時までに受付け、受理した申請書類を審査の上、翌々月の1日付けで行います。指定は月1回です。
例：1月25日に受理した申請は、審査の上、3月1日に指定する。
なお、月の末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。
例：月の末日が日曜日の場合は、その前々日の金曜日が締切日。
- ② 書類に不備のあるものについては、受理しません。
- ③ 申請時点で、建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります。
(申請を受理した翌日に調査しても基準を満たしていることが確認できる状況となっていることが必要です。) なお、原則として、指定日以後、3か月以内に、申請内容と相違ないか確認するため現地確認を行います。

イ 指定のスケジュール

(図 I - 3 - 1 指定のスケジュール)



<指定申請書受理後の留意事項>

指定申請書受理後、指定月まで約1か月ありますが、その間も指定申請書等の審査期間です。

あくまでも指定予定であり、指定されるまでの間は利用予定者との契約はできませんので御注意ください。

なお、指定申請書を提出し、事業開始までに配置予定であった職員に変更が生じた場合は、必ず申請書受付機関にその旨を文書により報告してください。

必要職員の配置が困難となった場合は、申請の取り下げをする必要があります。取り下げをしない場合でも、その事実が確認されている場合は、指定時の人員基準を満たしていないため指定できません。

適正な人員が確保できないまま、取り下げせずに指定を受けた場合は、不正な手続により指定を受けた場合に該当する可能性が高く、指定の取消処分の対象となることがありますので、十分留意してください。

また、広報等については以下のことに注意してください。

◎ 内容が虚偽又は誇大なものにならないようにしてください。

◎ 「居宅介護支援」と同一紙面に広告はできません。

◎ リーフレット等には、介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。(例 良い例：3月1日指定予定、悪い例：3月1日オープン) また、内覧会等を開催する場合についても同様です。

◎ 各家庭を訪問し、広報を行うにあたっては、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

なお、事業の開始は原則として指定日と同日としてください。

(3) 業務管理体制整備に関する届出

法人として、新規に介護サービスを始めた場合は、医療みなし事業所のみを事業所を除き、法人単位で、業務管理体制を整備し、愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループ(電話(直)052-954-6289)に届け出る必要があります。指定申請とは別に、届け出る必要がありますので忘れないようにお願いします。

届出が必要な事由、届出様式などは、愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>)に掲載しています。

(4) 生活保護法の指定

平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法に基づく指定申請の手続きは必要ありません。生活保護の指定が不要な場合は届出が必要となります。

事業所の所在地が名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市の場合には各市の窓口へお問い合わせください。

上記以外の市町村の場合は、愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活保護グループが担当です。(電話(直)052-954-6263)

ただし平成26年6月30日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関で、生活保護法の指定を受けていない介護機関は、指定を受けようとする場合には申請が必要となります。

詳細について <http://www.pref.aichi.jp/0000076652.html> を参照してください。

Ⅱ 指定申請書類について

Ⅱ-1 指定申請書類一覧(指定居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

- ・ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業の指定申請をするためには、表Ⅱ-1の書類が必要です。
- ・ 居宅療養管理指導事業と介護予防居宅療養管理指導事業を同時に申請する場合は、別々に書類を作成する必要はありません。但し、各書類において、サービス種類を記載する箇所に両方のサービス名を書く必要があります。
- ・ 申請(申請相談)にあたっては、事前にご相談の上、表Ⅱ-1の書類を番号順に揃えて、提出してください。
- ・ 下記書類の他に、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

(表Ⅱ-1) 指定申請書類一覧(病院、診療所、薬局用：みなし辞退→再指定申請用)

- | |
|---|
| (1) 指定申請書(様式第1) |
| (2) 指定に係る記載事項(別紙5) |
| (3) 商業登記事項証明書(直近3ヶ月以内の原本)→法人以外は不要 |
| (4) 欠格事由に該当していない旨の誓約書
□居宅サービス用(別紙20-1) □介護予防サービス用(別紙20-6) |
| (5) 役員名簿(様式第20-7) |
| (6) 運営規程 |
| (7) 病院、診療所又は薬局の使用許可証等の写し |
| (8) 介護給付費算定に係る届出書(別紙2) |
| (9) 介護給付費算定に係る一覧表
□居宅サービス用(別紙1)
□介護予防サービス用(別紙1-2)
【共通】(該当する場合のみ)
□特別地域加算
□中山間地域等における小規模事業所加算(地域における状況)
□中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況=中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算) |
| (10) 証紙貼付書(様式第33) |

Ⅱ－２ 指定申請書類の記入要領

指定申請書類の「点検表」は、太枠部分のみ記入して、指定申請相談時に持参してください。

5、居宅療養管理指導の点検表【介護予防(有・無)】					※内はご記入して持参ください。	1	2	3	4
※法人名					点検日	/	/	/	/
※事業所の名称					対応職員				
※連絡先	Tel				※相談者				
※(点検を受ける前に)今後の制度改正の状況に十分注意し、県より補正依頼があった場合は迅速に対応しますか。(はい・いいえ)									
書類	1	2	3	4	チェック内容				
1 指定申請書(様式第1)					□ 登記事項証明書の目的の中に、居宅療養管理指導の場合は「居宅サービス」・「居宅療養管理指導」、介護予防居宅療養管理指導の場合は「介護予防サービス」・「介護予防居宅療養管理指導」等適切な文言があるか				
2 指定に係る記載事項(別紙5)					□ 不一致の有無(名称・所在地・郵便番号・代表者・管理者・電話番号・FAX番号・登記事項証明書・添付書類などで間違った内容が記載されていないかどうか。)				
3 商業登記事項証明書(直近3ヶ月以内の原本)					□ 履歴事項全部証明書でも可 □ 介護予防の表記が間に合わない場合→補正依頼申立書(別紙26)				
4 欠格事由に該当していない旨の誓約書(別紙20-1、20-6)					□ 法人の全役員と事業所の管理者が対象。□ 別紙20-1は居宅サービス用。介護予防サービス実施の場合には、別紙20-6も必要				
5 役員名簿(様式第20-7)					□ 法人の全役員と事業所の管理者が対象				
6 運営規程					□ 不一致の確認(名称、所在地、勤務表、営業日、営業時間) □ 実施地域の特定、交通費の有無 □ 緊急時の対応、守秘義務				
7 病院、診療所又は薬局の使用許可証等の写し					□ 病院、診療所、薬局→保健所確認				
8 介護給付費算定に係る届出書(別紙2)					□ 郵便番号、氏名、住所等の不一致の確認				
9 介護給付費算定に係る一覧表(別紙1、別紙1-2)					【共通】 □ 特別地域加算の確認				
10 証紙貼付書(様式第33)					□ 愛知県収入証紙30,000円分が添付されているか。(消印はしないでください。)				
申 送 事 項	1)								
	2)								
	3)								
注) 次回の点検にもこの用紙を一緒に提出してください。									

(1) 指定申請書 (様式第1)

様式第1

※受付番号

指定居宅サービス事業者
 指定介護老人福祉施設
 介護老人保健施設 指定(開設許可)申請書
介護医療院
指定介護予防サービス事業者

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事 殿

申請者 住 所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
 株式会社あいちけん
 氏 名 代表取締役 愛知 太郎
 (法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

①

指定居宅サービス事業者
 指定介護老人福祉施設
 介護老人保健施設に係る指定(開設許可)を受けたいので、介護保険法
 介護医療院
指定介護予防サービス事業者

第70条第1項
第86条第1項
第94条第1項の規定により、次のとおり
第107条第1項
第115条の2第1項

申請します。

※事業所所在地市町村番号

申 請 者	ふりがな 氏名又は名称	かぶしがいいしやあいちけん 株式会社あいちけん			
	住所又は主たる事務所の所在地 (郵便番号 〇〇 - 〇〇〇〇) (ビルの名称等)	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号			
	連絡先 法人の種類別	電話番号 0000-00-0000	FAX番号 0000-00-0000		
	代表者の職・氏名・生年月日	職 名 代表取締役	ふりがな 氏名	あいち たろう 愛知 太郎	
代表者の住所	(郵便番号 〇〇 - 〇〇〇〇) (ビルの名称等)	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号			
指 定 (開設許可)を受けようとする事業所・施設	ふりがな 事業所名称	あいちまるまるきょたくりょうようかんりしどうじぎょうしょ あいち〇〇居宅療養管理指導事業所			
	事業所の所在地 (郵便番号 〇〇 - 〇〇〇〇) (ビルの名称等)	愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号			
	連絡先	電話番号 0000-00-0000	FAX番号 0000-00-0000		
	事業等の種類	指定等を受けようとする事業等	事業開始等 予定年月日	事業等ごとの記載 事項	
				既に指定等を受けている事業等 指定等年月日	介護保険事業所番号
訪問介護			別紙1のとおり		
訪問入浴介護			別紙2のとおり		
訪問看護			別紙3のとおり		
訪問リハビリテーション			別紙4のとおり		
居宅療養管理指導	○	令和〇年〇月1日	別紙5のとおり		
通所介護			別紙6のとおり		
通所リハビリテーション			別紙7のとおり		
短期入所生活介護			別紙8のとおり		
短期入所療養介護			別紙9のとおり		
特定施設入居者生活介護			別紙10のとおり		
福祉用具貸与			別紙11のとおり		
特定福祉用具販売			別紙12のとおり		
介護老人福祉施設			別紙13のとおり		
介護老人保健施設			別紙14のとおり		
介護医療院			別紙15のとおり		
介護予防訪問入浴介護			別紙2のとおり		
介護予防訪問看護			別紙3のとおり		
介護予防訪問リハビリテーション			別紙4のとおり		
介護予防居宅療養管理指導	○	令和〇年〇月1日	別紙5のとおり		
介護予防通所リハビリテーション			別紙7のとおり		
介護予防短期入所生活介護			別紙8のとおり		
介護予防短期入所療養介護			別紙9のとおり		
介護予防特定施設入居者生活介護			別紙10のとおり		
介護予防福祉用具貸与			別紙11のとおり		
特定介護予防福祉用具販売			別紙12のとおり		
医療機関等の区分及びコード	事業区分		コード		

②

③

④

⑤

⑥

①申請者

- ・ 申請者は、法人でなくてはなりません。（病院・診療所、薬局の場合は法人格不要）法人の種類は問いません。但し、介護保険サービスの実施にあたって、県（国）の認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、定款変更などの各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。
- ・ 法人登記上、記載されている住所を記載します。（丁目・番地等は省略せずに記載すること。）
- ・ 法人の名称についても、省略しないで登記上の正式な法人名を記載します。（例：「株式会社」を「(株)」等のように省略しないこと。）
- ・ 郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

~~② 印~~

- ~~・ 法務局に登録した印鑑（当該代表者印）を押印してください。~~

③ 法人所轄庁

- ・ 「法人の種類別」が株式会社、合同会社等の場合は空欄とし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人などは、所管する（認可等を受けた）官庁を記入します。

④ 事業所名称

- ・ 名称中の空白に注意してください。記載どおり台帳登録し、正確に記入してください。
例：「居宅療養管理指導あいち」とするののか「居宅療養管理指導 あいち」とするの
か。（後者は、空白あり）
- ・ 類似の名称がある場合、何かとトラブルが起きることが想定されますから、調査、確認の上、事業所名称を決めてください。

⑤ 事業開始等予定年月日

- ・ 申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。
例：令和2年3月中に受理の見込み → 令和2年5月1日

⑥ 既に指定等を受けている事業等

- ・ 同一敷地内・同一申請者により既に指定等を受けている事業がある場合に、記入してください。

(2) 指定に係る記載事項 (別紙5)

別紙5 指定居宅療養管理指導事業者・指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る記載事項						
						※受付番号
事業所	ふりがな	あいちまるまるきよたくりょうようかんりしどうじぎょうしょ				
	名称	あいち〇〇居宅療養管理指導事業所				
	所在地	(郵便番号000-0000) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000	
① 病院、診療所又は薬局の別			診療所			
提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類			医師訪問管理指導、薬剤師訪問管理指導、管理栄養士管理指導			
管理者	ふりがな	あいち はなこ		住所	(郵便番号 000-0000)	
	氏名	愛知 花子			愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	
	生年月日	昭和35年4月1日				
利用者の推定数				20人		
② 従業者等の員数		医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士等	管理栄養士
	常勤(人)	1		1		1
	非常勤(人)					
③ 示主事項	営業日	月曜日から土曜日まで(ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く)				
	営業時間	午前9時から午後6時まで				

① 提供する居宅療養管理指導の種類

例のように記入してください。

② 従業者等の員数

- ・ 医師等の数を、常勤・専従、常勤・兼務、非常勤・専従、非常勤・兼務の区分ごとに記入します。
- ・ 管理者と兼務する従業者は、常勤・兼務として記入します。

③ 主な揭示事項

- ・ 「営業日」「営業時間」(事務所が開いている時間です。サービス提供可能時間ではありません。)は、運営規程に記載されている内容のとおり記入してください。

(3) 商業登記事項証明書

- ・ 商業登記、法人登記の登記事項証明書(3ヶ月以内に法務局から発行された原本)を添付してください。
- ・ 登記申請中で、月末までに、商業登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書と法務局の受領印が押してある登記申請書類を提出してください。

(4) 欠格事由に該当していない旨の誓約書

- ・ サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として、平成18年4月の法改正で、指定を行わない場合として、法人の役員等の欠格事由が規定されました。
- ・ また、愛知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等が役員にある法人については、指定及び指定の更新を受けることができません。
- ・ この欠格事由に該当する役員等がないことについて、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-1 居宅サービス用）」を提出します。
- ・ 介護予防居宅療養管理指導事業を実施する場合は、「欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-6 介護予防サービス用）」もあわせて提出してください。
- ・ 役員等には、管理者を含みます。

役員^①の範囲

「医療法人」・・・①理事、②監事

「社会福祉法人」・・・①理事、②監事

「特定非営利活動法人」・・・①理事、②監事

「合同会社」（有限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合名会社」（無限責任社員のみで構成）・・・①全社員

「合資会社」（有限責任社員と無限責任社員とで構成）・・・①全社員

「株式会社」・・・①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、③監査役（社外監査役）、
④ 会計参与

「地方公共団体」・・・①市町村長、②副市長村長

欠格事由に該当していない旨の誓約書

愛知県知事殿

申請者 住所

愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

株式会社あいちけん

代表取締役 愛知 太郎 印

申請者が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第70条第2項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三及び第一百五十五条の十二第二項第五号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経

過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【愛知県条例で定める者】

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 24 年 12 月 21 日 愛知県条例第 70 号)

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員のうち暴力団員等があるものを除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 暴力団員等
- 二 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

欠格事由に該当していない旨の誓約書

愛知県知事殿

申請者 住所

愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

株式会社あいちけん

代表取締役 愛知 太郎 印

申請者が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第 115 条の 2 第 2 項)

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。) を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定 (介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。) を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り

消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。) までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。) の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【愛知県条例で定める者】

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 24 年 12 月 21 日 愛知県条例第 70 号)

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第十条 法第七十条第二項第一号(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める者は、法人(その役員の中に暴力団員等があるものを除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 暴力団員等

二 法人でその役員の中に暴力団員等があるもの

(5) 役員名簿

- ・ 誓約書の対象となる役員等について一覧表に記してください。
- ・ 役員等の範囲は、当該法人の申請書類を提出する日現在の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）及び管理者です。
- ・ 管理者を忘れずに記載してください。なお、役員が管理者となる場合の役職名は、実態に合わせ「取締役兼管理者」等と記してください。

様式第20-7

役員名簿

(1枚中の1)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	役職名	(郵便番号) 住所
あいち たろう 愛知 太郎	昭 32.01.01	男	代表取締役	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇 〇号
やまだ はなこ 山田 花子	昭 32.01.02	女	取締役	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
たなか たろう 田中 太郎	昭 45.01.02	男	監事	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
あいち はなこ 愛知 花子	昭 35.04.01	女	管理者	(000 - 0000) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇号
				(-)
				(-)
				(-)

(6) 運営規程

- ・ 運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

1	事業の目的及び運営の方針
2	従業者の職種、員数及び職務の内容
3	営業日及び営業時間
4	指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
5	通常の事業の実施地域
6	その他運営に関する重要事項

- ・ 運営規程の例を愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/provision/31.doc>) に掲載していますので参考にしてください。

(7) 病院、診療所又は薬局の使用許可証等の写し

- ・ A4サイズにコピーして添付してください。

(8) 介護給付費算定に係る届出書

別紙2		担当者氏名				
		電 話				
		ファクシミリ				
		受付番号				
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> 愛 知 県 知 事 殿 令和 年 月 日						
		所 在 地 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
		名 称 株式会社あいちけん				
		代表者の氏名 代表取締役 愛知 太郎				
このことについて、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。						
		事業所所在地市町村番号				
届出者	フリガナ	カブシキガイシャアイチケン				
	名 称	株式会社あいちけん				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000	
	法人の種類	法人所轄庁				
事業所の状況	フリガナ	アイチマルマルキョウタクリョウヨウカンリシドウジギョウシヨ				
	事業所の名称	あいち〇〇居宅療養管理指導事業所				
	事業所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
	連絡先	電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000	
	管理者の氏名	愛知 花子				
	管理者の住所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 愛知県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号				
届出を行う事業等	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導	○		1新規 2変更 3終了	令和〇〇年〇月1日	
	介護予防居宅療養管理指導	○		1新規 2変更 3終了	令和〇〇年〇月1日	
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	特定福祉用具販売			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定福祉用具販売			1新規 2変更 3終了		
	介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了		
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了		
	介護医療院			1新規 2変更 3終了		
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了		
	介護保険事業所番号	2	3			
医療機関コード等						
特記事項	変 更 前		変 更 後			

①

③

①

②

④

① ②届出者 ~~一印~~

- ・注意事項は、指定申請書の記入要領と同じです。
- ・郵便番号、電話番号など誤りがないようよく確認して記入してください。

③ 事業所の状況

- ・指定申請書類等と記載内容に違いがないよう確認してください。

④ 異動（予定）年月日

- ・申請書類を提出する日の属する月の翌々月の1日として記入してください。

例：令和2年3月中に受理の見込み → 令和2年5月1日

(9) 介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2）

※加算の根拠となるサービスの内容、体制が確保されていることが前提となります。

別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

※届け出る加算に係る箇所へのみ○をつけてください。

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他	選択する体制等	備考
居宅サービス共通			地域区分	1 1地区 2 2地区 3 3地区 4 4地区 5 5地区 6 6地区 7 7地区 8 8地区 9 9地区 10 その他	
31 居宅療養管理指導			特別地域加算	1 該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

※届け出る加算に係る箇所へのみ○をつけてください。

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他	選択する体制等	備考
介護予防居宅療養管理指導			地域区分	1 1地区 2 2地区 3 3地区 4 4地区 5 5地区 6 6地区 7 7地区 8 8地区 9 9地区 10 その他	
34 介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算	1 該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

① 事業所名を記入

② 新規の場合は記入不要

③ 地域区分

事業所の所在する市町村名から選択してください。

	市町村名	平成30年度から 平成32年度まで		市町村名	平成30年度から 平成32年度まで		市町村名	平成30年度から 平成32年度まで
1	名古屋市	3級地 (15%)	19	小牧市	7級地 (3%)	37	あま市	6級地 (6%)
2	豊橋市	7級地 (3%)	20	稲沢市	6級地 (6%)	38	長久手市	6級地 (6%)
3	岡崎市	6級地 (6%)	21	新城市	7級地 (3%)	39	東郷町	6級地 (6%)
4	一宮市	7級地 (3%)	22	東海市	7級地 (3%)	40	豊山町	7級地 (3%)
5	瀬戸市	7級地 (3%)	23	大府市	7級地 (3%)	41	大口町	7級地 (3%)
6	半田市	7級地 (3%)	24	知多市	7級地 (3%)	42	扶桑町	7級地 (3%)
7	春日井市	6級地 (6%)	25	知立市	6級地 (6%)	43	大治町	6級地 (6%)
8	豊川市	7級地 (3%)	26	尾張旭市	7級地 (3%)	44	蟹江町	6級地 (6%)
9	津島市	6級地 (6%)	27	高浜市	7級地 (3%)	45	飛島村	7級地 (3%)
10	碧南市	6級地 (6%)	28	岩倉市	7級地 (3%)	46	阿久比町	7級地 (3%)
11	刈谷市	5級地 (10%)	29	豊明市	6級地 (6%)	47	東浦町	7級地 (3%)
12	豊田市	5級地 (10%)	30	日進市	6級地 (6%)	48	南知多町	その他 (0%)
13	安城市	6級地 (6%)	31	田原市	7級地 (3%)	49	美浜町	その他 (0%)
14	西尾市	6級地 (6%)	32	愛西市	6級地 (6%)	50	武豊町	その他 (0%)
15	蒲郡市	7級地 (3%)	33	清須市	7級地 (3%)	51	幸田町	7級地 (3%)
16	犬山市	7級地 (3%)	34	北名古屋市	6級地 (6%)	52	設楽町	7級地 (3%)
17	常滑市	7級地 (3%)	35	弥富市	6級地 (6%)	53	東栄町	7級地 (3%)
18	江南市	7級地 (3%)	36	みよし市	6級地 (6%)	54	豊根村	7級地 (3%)

【共通】(該当する場合のみ)

特別地域加算

- ・ 離島振興法等に定める地域

・ 中山間地域等における小規模事業所加算 (地域における状況)

・ 中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況＝中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

(10) 証紙貼付書 (様式第33)

- ・ 30,000円分の愛知県証紙を添付してください。(消印等はしないでください。)
- ・ なお、居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導を一体的に運営するために、同時に申請する場合は、介護予防居宅療養管理指導に係る手数料は免除されます。
- ・ 「医療みなし辞退→再指定」の場合は、同様に30,000円必要です。

(11) その他

その他申請に必要な書類があれば、申請の際にお知らせします。